

事務連絡
令和5年12月26日

貨物軽自動車運送事業適正化協議会 出席者 各位

国土交通省物流・自動車局
貨物流通事業課
安全政策課
自動車整備課

貨物軽自動車運送事業の事故防止に向けた安全対策の徹底について

平素より国土交通行政にご協力いただきありがとうございます。

事業用軽貨物自動車（以下「軽貨物自動車」という。）の死亡・重傷事故件数の急増を踏まえ、貨物軽自動車運送事業適正化協議会においても安全対策の徹底に向けた意見交換を行ってきたところです。大量の輸送需要が発生し物流が集中する年末年始から年度末にあたり、改めて下記の事項について関係者に対し周知徹底をお願いいたします。

記

1. 運行管理の実施

- (1) 貨物軽自動車運送事業者（個人事業主を含む。以下「軽貨物事業者」という。）は運行管理者を選任する必要はないものの、軽貨物事業者自らが過労運転の防止、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を含めた乗務前後における点呼、運転者に対する指導・監督等の運行管理を実施し、その記録を保存することが義務づけられています。なお、個人事業主であっても本義務の対象になりますので、自ら運行管理を実施し、その記録を保存することが求められます。
- (2) 軽貨物事業者は、運転者の過労運転防止の観点から、他の運送事業者と同様に、運転者の拘束時間、休息期間、運転時間等について「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示7号、以下「改善基準告示」という。）」の遵守が求められています。なお、改善基準告示は、令和6年4月より新基準が

適用されますので、新基準も踏まえ、乗務時間を正確に把握し、運転者の適切な労務管理や健康管理を行うことが必要です。

(参考資料)

○自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル（トラック事業者編）

https://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/03safety/resource/data/truck_honpen.pdf

○改善基準告示（新基準）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/gyosyu/roudoujouken05/index.html

2. 安全運転の遵守

- (1) 軽貨物事業者は運転者に対し、酒気帯び運転をしないなどの道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定を改めて確認させるとともに、同法の規定を確実に遵守した運転を行わせるよう適切な指導を行うことが必要です。
- (2) 軽貨物自動車の事故の特徴である追突や出会い頭事故を防止するため、特に以下のポイントに気を付けて指導を行うことが必要です。
 - ・運転中にスマートフォン等を使用したり、カーナビの画面を注視しないこと。
 - ・交差点において一時停止の道路標識がある場合には、一時停止を遵守すること。また、停止線にて一時停止するだけでなく、交差点内が目視できるところでもう一度一時停止や安全確認をしたり、十分に安全な速度で通行すること。
 - ・住宅街等見通しの悪い道路では、自動車、自転車、歩行者等が飛び出してくる可能性があるため、安全確認を怠らず通行するようにすること。

3. 点検整備の実施

- (1) 軽貨物事業者は、日々の軽貨物自動車の安全を確保するため、走行距離や運行時の状態から判断した適切な時期に、日常点検を行うことが必要です。
- (2) また、日常点検で点検する箇所より細かな箇所について、定期的な点検（12ヶ月点検）を行うことが必要です。なお、点検の結果、不具合に至る可能性が高いまたは不具合がある場合は、必要な整備を実施しなければなりません。
- (3) 加えて、10台以上の軽貨物自動車を保有する軽貨物事業者は、整備管理者を選任し車両管理を行うことが必要です。

(参考資料)

○自動車の点検整備

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t1/t1-2/index.html>

4. 適正な運送の依頼

- (1) 電子商取引（EC）市場規模の拡大に伴い、宅配便の取扱件数は令和4年度において平成28年度から約2割増加しています。

- (2) 軽貨物事業者に荷物の輸送を依頼される荷主（運送委託者）におかれましては、運転者の過労運転を防止するため、「拘束時間超過」、「無理な配送依頼」及び「依頼に無かった附帯業務をさせられる」等がないよう、適正な運送の依頼をお願いします。
- (3) 国土交通省が貨物自動車運送事業者の過労運転防止措置義務違反等の違反行為に対し行政処分を行う場合、当該違反行為が主として荷主の行為に起因するものと認められるときは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第64条に基づく荷主への勧告の対象となることをご承知おきください。
- (4) また、国土交通省では、トラック事業者が貨物自動車運送事業法等に違反する原因となるおそれのある行為（長時間の荷待ち、依頼になかった附帯業務等）を荷主がしている疑いが認められる場合、荷主に対し、同法附則第1条の2に基づく働きかけ、要請等を行っており、本年7月からはその実効性を担保するべく全国162名体制で「トラックGメン」を設置しています。軽貨物事業者におかれましては、荷主との間で該当する事例がある場合、下記ホームページもしくは最寄りの運輸局等のトラック荷主特別対策室へ情報をお寄せください。

(参考資料)

- 荷待ち・荷役・燃料価格上昇などに関する輸送実態把握のための意見等の募集
(Web 経由での情報提供)

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000043.html

- 全国運輸局等トラック荷主特別対策室（トラックGメン）（電話での情報提供）

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001620340.pdf>

以上